

款項條項

- 一、仕上金ヲ噸數ニ依リ均一ニスル事
  - 仕上金ハ從來ノ五、四、三、二、一、四、三、二、一、五、四、三、二、一、四トサレタシ
  - 六、長期ノ疾病ニ對シテハ規定ノ仕上金ヲ繰續サレタシ  
但レ三ヶ月ヲ限度トス
  - 三、公場ノ場合ハ匠若老若少ハ勿論、公傷手當トシテ一日一圓五十錢ヲ支給サレ度シ  
(但レ仕上金ハ年月通リ貸與ノ事)
  - 四、本人死亡ノ場合ハ(勤續年切ニ病ラズ)百圓ヲ支給サレタシ  
其他妻子並至者、場合ニ限リ幸ノ場合ハ拾五圓、不幸の場合ハ拾圓ヲ  
貸與セラレタシ
  - 五、金暮ノ臨時仕上金トシテ金二十圓暮ニ三拾圓貸與サレタシ
  - 六、シヨカン會組織以來ノ會計報告ヲ明確ニ發表サレ度シ
  - 七、老用ノ積立金ノ會計ヲ左同前
  - 八、退職手當ヲ制定サレ度シ
- 東京ライター株式會社  
井田學造 敬
- 以上

勞務第四五一六號

昭和六年十月十二日

警視總監 高橋守雄

号	6. 10. 13
	3123

内務大臣 安達謙藏殿  
社會局長 官殿  
神奈川縣知事殿

東京ライター株式會社勞働爭議之關スル件 (第二報)

要旨 事業主側ハ団体交渉ヲ否認シ強硬ナル態度ヲ抱キ交渉一切ヲ永原及次郎ニ  
委付シ猶路十月三日莫ニハ名ヲ解雇通知シタル事。 爭議團體ハ極度ニ激  
化シ事毎ニ直接行動化セムトシ器物毀棄ニ回(三十四名、十八名ヲ檢束セルが犯人  
不期ニヲ行ヒ手取ラレテテ抗争人

標記爭議前報(九月十四日勞務第四〇六九號)後、状況左記、

通